

# 令和7年度（2025年度）第1回政策会議

日 時：令和7年（2025）年11月4日（火）10:30～10:45

会 場：市長会議室

参考者：大泉市長、佐藤副市長、手塚企業局長、藤井教育長、  
阿部企画部長、池田総務部長

## 付議事項

函館市過疎地域持続的発展計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）（素案）  
について

## 対応者

阿部企画部長、渡邊計画推進室長、木谷計画調整課長

### ◆議題の趣旨◆

函館市過疎地域持続的発展計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）（素案）について協議しました。

### ◆協議の結果◆

原案のとおり、本件の内容は了承されました。

### ◆主な発言◆

#### ■阿部企画部長

函館市過疎地域持続的発展計画（素案）について、資料に基づき、計画調整課長からご説明する。

#### ■木谷計画調整課長

概要版の資料に沿ってご説明する。「1 策定の背景・趣旨」について、本計画は「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、地域資源を活用し、過疎債や税制優遇といった財政上の支援措置等を活用しながら、過疎地域の持続的発展をめざす指針として策定するものであり、令和3年度（2021年度）から5年間の現計画が本年度末で終了することから、「北海道過疎地域持続的発展方針」および今年度から始まった「第3期函館市活性化総合戦略」を踏まえて、新たな計画を策定するものである。

本市においては、旧4町村地域が「過疎地域」として指定されているが、経過措置の適用により、令和8年度（2026年度）までは旧函館市域も対象となるため、

新たな計画においては、令和8年度（2026年度）は全市域と対象とし、令和9年度（2027年度）から令和12年度（2030年度）は旧4町村地域のみを対象とする。

「2 計画期間」は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5箇年である。

「3 持続的発展に向けた取組の方向」については、「第3期活性化総合戦略」と整合を図りながら記載しており、1点目としては、本市の優位性を生かしながら、シティセールスや企業誘致に取り組むこと、若者や女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい環境の整備や担い手確保、地場産品の販路拡大を図ること、関係人口・定住人口の増加につながるような取組を進め、広域交通ネットワークの充実を図り、住むひと・訪れるひとにとって魅力あるまちづくりを推進することとしている。2点目は、安心して子育てや学ぶことのできる環境整備、医療・福祉サービスの維持、町会の活性化、公共交通など生活に不可欠なサービスを確保することで、あらゆる世代が安心して暮らすことができる基盤を整えることとしている。最後にまとめとして、こうした施策を通じて、誰もが暮らし続けたい、訪れたいと思うまちづくりを進め、市民の幸福度（ウェルビーイング）の向上をめざすこととしており、全体的な方向性については、現計画と大きくは変わらないものである。

次に「4 新たな計画の基本方針」について、こちらも「総合戦略」との整合を図り、戦略に掲げる4つの基本目標を過疎計画の基本方針としている。

「5 基本目標の設定」についても、「総合戦略」に掲げる数値目標と同じ2つの項目を設定しており、基本目標1は「20～29歳人口に対する市外への転出超過割合をマイナス2.02%以内まで、令和5年に比べて0.3ポイント以上改善すること」、基本目標2は「納税義務者1人あたりの課税対象所得で、道内市町村の平均以上をめざすこと」としている。

「6 施策別項目および主な施策」については、過疎法および北海道の方針に記載のある12の項目、「①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までについて、それぞれの問題点や具体的な事業を記載しており、項目ごとに本市における具体的な施策を記載している。また、表の下のアスタリスクに記載のとおり、新たな計画においては、令和9年度以降は旧4町村地域で実施する事業のみが対象となるが、登載事業の表記については旧函館市域との区分をせず、実際の事業実施にあたっては、毎年の予算編成のなかで判断していくこととなるが、今後5年間に実施が想定されるものを幅広く登載している。

「7 今後のスケジュール」については、本日、素案についてご了承いただければ、北海道との事前協議を実施のうえ、12月上旬からパブリックコメントを実施し、結果をとりまとめた後、北海道との正式協議を経て、3月の議会で議決を

得たいと考えている。

また、参考資料として、過疎法の概要をまとめている。説明は以上である。

#### ■大泉市長

「3 持続的発展に向けた取組の方向」の中に、「若者や女性、高齢者等の多様な人材が働きやすい環境の整備」とあるが、これは国の計画等に記載のある表現か。

#### ■木谷計画調整課長

この部分は「第3期函館市活性化総合戦略」を踏まえたものとしており、多様な人材の活躍推進や人材確保の観点から記載している。

#### ■渡邊計画推進室長

厚生労働白書の中に「女性、若者、高齢者等の多様な働き手の参画」という項目がある。

#### ■佐藤副市長

内閣府も、若者・女性・高齢者等の就労促進による「全員参加型社会」の実現を謳っており、「誰もが働きやすい環境」を整えることが、結果的に労働参加率を高め、担い手不足を少しでも解消することにつながると考える。

#### ■大泉市長

「若者や女性の雇用が困難な場合に、高齢者に辞めないで残ってほしい」、「そのための国や行政の支援、あるいは企業への啓発のようなものをやってほしい」というのはあるかもしれない。本件については了承する。

#### ■阿部企画部長

他に意見がなければ、原案のとおり了承とさせていただく。